

松山市長 野 志 克 仁

松山市ファミリーシップ制度に関する要綱をここに公布する。

記

松山市ファミリーシップ制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができ、一人一人の人権が尊重される社会を実現するため、ファミリーシップを形成していることを届け出た者について、本市がその事実を証明する松山市ファミリーシップ制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ファミリーシップ」とは、次に掲げる関係をいう。

(1) パートナー関係

(2) パートナー関係にある二人の双方又は一方と近親者との関係

2 この要綱において「パートナー関係」とは、同性間・異性間を問わず、相互に協力して家族として対等な立場で継続的に生活することを約した、婚姻（民法（明治29年法律第89号）第4編第2章に規定する婚姻をいう。以下同じ。）をしていない二人の関係をいう。

3 この要綱において「近親者」とは、パートナー関係にある二人の双方又は一方と家族として継続的に生活する子、親その他の3親等以内の親族関係にある者及びその他市長が適当と認める者をいう。

(届出及び届出対象者)

第3条 市長は、パートナー関係にあり、かつ、次の各号のいずれにも該当する二人（以下「届出対象者」という。）から、ファミリーシップを形成していることについて届出があったときは、その事実を証明するものとする。

(1) 双方が当該届出の日において18歳に達していること。

(2) 双方若しくは一方が本市に住所を有し、又は一方が本市に転入する予定があること。

- (3) 双方が婚姻をしていないこと。
- (4) 双方が他人の形成するファミリーシップに含まれていないこと。
- (5) 双方が民法第734条又は第735条に規定する婚姻の禁止事由に該当しないこと。

2 届出対象者は、前項の届出をしようとするときは、ファミリーシップ届出書（様式第1号）に、当該届出対象者に係る次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）

(2) 双方が本市に住所を有していないときは、本市に転入する予定がある届出対象者に係る転出証明書の写しその他の本市に転入を予定していることが確認できる書類

(3) 双方の戸籍個人事項証明書、独身証明書その他の婚姻していないことを証明する書類（3箇月以内に発行されたものに限る。）

(4) 双方の次のいずれかの本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）の写し

ア 個人番号カード

イ 旅券

ウ 運転免許証

エ アからウまでに掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、届出対象者の顔写真が貼付されているもの

オ その他アからエまでに掲げる書類に準じるものとして市長が認める書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 届出対象者は、前項の届出書を窓口で提出するときは、本人であることを明らかにするため、当該届出対象者に係る本人確認書類の原本を提示しなければならない。この場合において、当該届出対象者に係る本人確認書類の写しの提出は、要しない。

4 前2項の規定にかかわらず、届出対象者は、届出対象者の双方が個人番号カード又は移動端末設備を利用してインターネット上で本人確認をする方法によって、第2項の届出書及び関係書類を提出することができる。この場合において、同項第1号及び第4号の書類の提出は、要しない。

（届出時の本人確認書類の規定の準用）

第4条 前条第3項の規定は、第8条第1項の届出書、第9条第1項の再交付申請書、第10条第1項の変更届、第11条第1項の申立書、第12条の交付申請書及び第13条

第2項の返還届を窓口で提出する場合について準用する。

(通称名の使用)

第5条 届出対象者は、第3条第2項の届出書の提出に当たり、日常生活において通称名(本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用していると認められるものをいう。以下この条において同じ。)を使用していることを証明する書類を提出するときは、通称名で当該届出書を提出することができる。

2 市長は、前項の書類を確認し、適当と認めるときは、次条第1項の受理証明書等に通称名を記載するものとする。

(受理証明書及び受理カードの交付)

第6条 市長は、第3条第2項の届出書の提出があった場合は、その内容を確認し、要件を満たしていると認めるときは、届出対象者に対し、速やかに(同項の届出書の提出の時に届出対象者の双方が本市に住所を有していないときの当該届出対象者に対しては、その一方の本市への転入が確認できる住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を受けた後に)松山市ファミリーシップ届出受理証明書(様式第2号)1通及び当該届出書に記載された届出対象者及び近親者の合計数の松山市ファミリーシップ届出受理カード(様式第3号)(以下これらを「受理証明書等」という。)を交付する。

2 届出対象者は、窓口で受理証明書等の交付を受けようとするときは、届出対象者本人であることを明らかにするため、本人確認書類の原本を提示しなければならない。

(交付時の本人確認書類の規定の準用)

第7条 前条第2項の規定は、次条第4項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項及び第13条第4項の受理証明書等並びに第12条の記載内容証明書の交付を窓口で受けようとする場合について準用する。

(受理証明書等への近親者の記載等)

第8条 届出対象者は、受理証明書等に近親者の氏名、住所、生年月日及び続柄(以下「氏名等」という。)を記載し、又は削除しようとするときは、ファミリーシップ届出受理証明書等に係る近親者に関する届出書(様式第4号)に、届出対象者に係る本人確認書類の写し及び近親者に係る次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、近親者の氏名等を削除しようとするとき、又は既に提出している第3条第2項各号に掲げる関係書類をもって当該届出の内容が確認できるときは、次に掲げる書類の添付は、省略することができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 届出の日において15歳未満の近親者にあつては戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書，その他の近親者にあつては戸籍個人事項証明書，戸籍全部事項証明書その他の近親者である事実が確認できる書類（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 届出の日において15歳以上の近親者にあつては，近親者の氏名等の記載に関する同意書（15歳以上）（様式第5号）
- (4) 本人確認書類の写し
- (5) 受理証明書等の交付を受けている場合にあつては，当該受理証明書等
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 市長は，届出対象者が親権を有しない15歳未満の近親者の氏名等を受理証明書等に記載しようとするときは，当該届出書の提出に当たり，当該届出対象者が当該近親者の親権者から同意を得たことを確認するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず，受理証明書等の交付を受けていない届出対象者は，当該届出対象者と近親者の関係にある者に係る同項の届出書及び関係書類を，第3条第4項に規定する方法により，同条第2項の届出書及び関係書類と同時に提出することができる。

4 市長は，第1項の届出書が提出され，要件を満たしていると認めるときは，近親者の氏名等を記載し，又は削除した受理証明書等を当該届出対象者に交付する。

（受理証明書等の再交付）

第9条 受理証明書等の交付を受けた届出対象者（以下「被交付者」という。）は，紛失，毀損，汚損等により受理証明書等の再交付を受けようとするときは，ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第6号）に被交付者の本人確認書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は，前項の申請書が提出され，その内容を適当と認めるときは，当該被交付者に対し，受理証明書等を再交付する。

（受理証明書等の変更）

第10条 被交付者は，受理証明書等の記載事項に変更が生じたときは，遅滞なくファミリーシップ届出受理証明書等変更届（様式第7号）に，交付済みの受理証明書等，被交付者の本人確認書類の写し及び次に掲げる変更の区分に応じて当該各号に定める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 改姓又は改名 戸籍個人事項証明書，住民票の写しその他の改姓又は改名の事実が確認できる戸籍又は住民票に係る証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 住所の変更 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号以外の変更 市長が必要と認める書類

2 市長は，前項の変更届が提出された場合において，要件を満たしていると認めるときは，当該被交付者に対し，変更後の受理証明書等を交付する。

（記載された近親者の削除）

第11条 受理証明書等に氏名等を記載された15歳以上の近親者は，ファミリーシップ届出受理証明書等に関する申立書（15歳以上）（様式第8号）に当該近親者の本人確認書類の写しを添えて市長に提出することにより，当該受理証明書等の氏名等の記載を削除するよう市長に申し立てることができる。

2 市長は，前項の申立書が提出されたときは，当該近親者に係る被交付者に対し，受理証明書等の返還を求め，当該申立書に記載された近親者の氏名等を削除した受理証明書等を交付する。

（届出書記載内容証明書の交付）

第12条 被交付者は，ファミリーシップ届出書記載内容証明書交付申請書（様式第9号）に被交付者の本人確認書類の写しを添えて市長に提出することにより，ファミリーシップ届出書記載内容証明書（様式第10号）の交付を受けることができる。

（受理証明書等の無効及び返還）

第13条 次の事由に該当するときは，受理証明書等及び前条の記載内容証明書は，その事由が発生した時点から無効とする。

- (1) 被交付者がパートナー関係を解消したとき。
- (2) パートナー関係にある者のいずれか一方が死亡したとき。
- (3) この要綱に定めるファミリーシップに係る要件を欠いたとき。
- (4) 虚偽その他不正な方法により受理証明書等の交付を受け，又は利用したとき。
- (5) 受理証明書等を第三者に貸与又は譲渡したことが判明したとき。

2 被交付者は，前項各号の事由に該当するときは，ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第11号）に交付済みの受理証明書等及び記載内容証明書並びに被交付者の本人確認書類の写しを添えて，市長に提出しなければならない。ただし，紛失その他

やむを得ない理由があるときは、交付済みの受理証明書等及び記載内容証明書の添付は、要しない。

3 市長は、被交付者が第1項第4号又は第5号に該当すると認めるときは、速やかに交付済みの受理証明書等及び記載内容証明書を返還するよう被交付者に求めるものとする。

4 第1項第2号に該当し、かつ、返還する受理証明書等に近親者の記載がある場合において、生存する被交付者が当該被交付者及び当該近親者の氏名等が記載された受理証明書等の交付を希望するときは、当該被交付者は、第2項の返還届に死亡した被交付者に係る住民票の除票の写しその他の被交付者が死亡したことを証明する書類を添えて市長に提出することにより、当該被交付者及び当該近親者の氏名等が記載された変更後の受理証明書等の交付を受けることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。